

志摩市教育推進計画

[第Ⅱ期]



志摩市教育委員会

目次

基本構想

I 基本理念	1
II 基本目標	2
III 基本施策	2
IV 各施策の項目構成	3
V 計画期間	3
※ SDG s 未来都市 ～SDG s と志摩市～ について	4

基本計画

第1章 子ども一人ひとりを大切にする教育

(1) 人権教育の推進	5
(2) いじめや暴力行為を許さない心を育む教育の推進	8
(3) 男女共同参画教育の推進	11
(4) 特別支援教育の推進	13
(5) 不登校等児童生徒に対する支援の推進	16
(6) 防災・減災教育の推進	18
(7) 安全で安心な学校づくりの推進	20

第2章 自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育

(1) 志摩の自然に学ぶ教育の推進	23
(2) 生涯学習の推進	25
(3) 図書館運営の推進	26
(4) 生涯スポーツの推進	28
(5) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の推進	30
(6) 伝統文化・地域文化の保存・活用の推進	32
(7) 青少年健全育成の推進	35

第3章 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育

(1)	幼児教育の推進	37
(2)	確かな学力をつちかう教育の推進	39
(3)	健康・体力を高める教育の推進	41
(4)	道徳教育の推進	44
(5)	キャリア教育の推進	46
(6)	消費者教育の推進	48
(7)	教職員の資質向上	49
(8)	子どもを育む家庭教育の支援の推進	51
(9)	学校と地域、家庭の連携の推進	53

第4章 未来を創る人材を育む教育

(1)	情報教育の推進	55
(2)	グローバル教育の推進	57
(3)	主権者教育の推進	60
(4)	教育環境の改善の推進	61

基本構想

I 基本理念

平成16年10月の志摩市誕生以来、教育の振興を図るため、『志摩市教育振興ビジョン』、『第Ⅰ期志摩市教育推進計画』を策定してきました。本計画は、『志摩市教育大綱〔第Ⅱ期〕』にもとづくと同時に、これらの計画を検証し、さらに発展させることにより、教育のいっそうの振興を図るために策定するものです。

志摩市は、美しい自然に包まれ、恵まれた気候や地の利を生かし、知恵とたゆまぬ努力により農林水産業、観光業を中心とした人々の営みが受け継がれてきました。

しかし、現在の志摩市には少子高齢化や人口減少といった課題があります。また、情報化やグローバル化が急激に進む世界は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。教育をめぐる課題もますます複雑化・多様化しています。

志摩市ではこれらの課題を解決していくため、※SDGs 未来都市として、豊かな自然環境を保全し、御食国としての歴史を持つ持続可能な食材を生み出す農林水産業と観光業の連携を進めながら、環境・経済・社会の3つの視点から持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

このような中、教育においても、これまでの成果を生かしながら、直面する課題に取り組んでいきます。本計画は、平成18年度に策定した「志摩市教育振興ビジョン」の精神を引き継ぎながら、以下の4つを基本目標とし社会の変化に対応し、一人ひとりの自己実現につながる教育の推進をめざすものです。

- 1 子ども一人ひとりを大切にする教育
- 2 自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育
- 3 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育
- 4 未来を創る人材を育む教育

※SDGs 未来都市 : 4ページの解説をご覧ください。

Ⅱ 基本目標

1 子ども一人ひとりを大切にする教育

子どもは、学習を通じて成長し、自分の可能性を開花させ、人格を発達させる主体であり、子ども一人ひとりが、その個性を尊重され、自己実現を図ることのできる教育を推進します。

2 自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育

生涯学習や生涯スポーツ活動、伝統文化や地域文化等の活動を通じて、自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育を推進します。

3 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育

主体的・対話的で深い学びを実現し、道徳教育や健康・体力を高める教育を推進します。創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、教職員の資質向上を推進します。

4 未来を創る人材を育む教育

社会や生活の有り様が大きく転換する中、情報を活用する能力、物事の中から問題を発見する能力、自分の力だけでなくほかの人たちと協働して課題を解決する能力を養う教育を推進します。現代的な諸課題に取り組むためのこれらの教育を推進し、主体的な未来の創り手となる人材を育てていきます。

Ⅲ 基本施策

1 子ども一人ひとりを大切にする教育

- (1) 人権教育の推進
- (2) いじめや暴力行為を許さない心を育む教育の推進
- (3) 男女共同参画教育の推進
- (4) 特別支援教育の推進
- (5) 不登校等児童生徒に対する支援の推進
- (6) 防災・減災教育の推進
- (7) 安全で安心な学校づくりの推進

2 自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育

- (1) 志摩の自然に学ぶ教育の推進
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 図書館運営の推進

- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の推進
- (6) 伝統文化・地域文化の保存・活用の推進
- (7) 青少年健全育成の推進

3 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育

- (1) 幼児教育の推進
- (2) 確かな学力をつちかう教育の推進
- (3) 健康・体力を高める教育の推進
- (4) 道徳教育の推進
- (5) キャリア教育の推進
- (6) 消費者教育の推進
- (7) 教職員の資質向上
- (8) 子どもを育む家庭教育の支援の推進
- (9) 学校と地域、家庭の連携の推進

4 未来を創る人材を育む教育

- (1) 情報教育の推進
- (2) グローカル教育の推進
- (3) 主権者教育の推進
- (4) 教育環境の改善の推進

IV 各施策の項目構成

各施策は、次の内容で構成しています。

【基本方針】

各施策の背景や意義とともに、めざす方向やあるべき姿など、今後を見据えたビジョンを記述しています。

【現状と課題】

子どもたちの現状、子どもたちを取り巻く社会状況、教育行政の現状等に関する問題点・課題など、各施策にかかる現状と課題について記述しています。

【取組内容】

「基本方針」をふまえた、具体的な取組内容を記述しています。

V 計画期間

第Ⅱ期を令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とします。

※ SDG s 未来都市 ～SDG s と志摩市～ について

SDG s（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年国連で採択された“持続可能でよりよい世界”にするための国際的な目標です。下の図に示されるように社会、経済、環境の問題を解決していく 17 の大きな目標があります。これは世界中で取り組んでいる、人間と地球の「やるべきことのリスト」であり、持続可能な未来のための青写真でもあります。令和 12（2030）年の達成をめざしています。

志摩市は、平成 30 年 6 月、「SDG s 未来都市」に選定され、SDG s 達成に向けた取組を推進しています。この志摩市教育推進計画〔第Ⅱ期〕でも、SDG s の視点を大切にし、各施策の最初に関連の大きい目標を掲げています。



基本計画

第1章

子ども一人ひとりを
大切にする教育



(1) 人権教育の推進

【基本方針】

人権教育は、一人ひとりの心のあり方を問う営みでもあり、何よりも大切なのは「生命はかけがえのないものである」という考え方を根幹にした教育です。

日本国憲法に定める「基本的人権の尊重」の原則にもとづき、人権が尊重される社会を実現するために、世界の人権教育に学ぶとともに、これまでの
※¹ 同和教育の取組の成果や手法を生かしながら、人権教育のいっそうの充実を図ります。

そのために幼児・児童生徒がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権侵害や差別意識に気づき、その問題点を見抜けるような人権感覚や、実際にそのことが態度や行動に移せるような力を身につけることが大切です。学校、保護者、地域が協働し、人権感覚あふれる学校をめざした人権教育を推進します。

【現状と課題】

- * 教育現場では、子どもたちの個性や能力を育む教育活動が推進されているにもかかわらず、「いじめ問題」をはじめ様々な人権侵害が後をたない状況が見受けられます。そのために、子どもたちが自分の大切さとともに、他の人の大切さを認め合える人権教育のいっそうの充実、改善が求められています。また、多様性を認め合い、だれもが参画・活躍する※² ダイバーシティ社会の実現をめざし、差別解消につながる意欲・態度や技能を身につけるような人権教育を進めていく必要があります。
- * 近年、保護者の経済的な貧困や生活経験の弱さが子どもの育ちに大きく影響しています。これらの影響が子どもの自己肯定感や学習意欲の低下、家庭での学習習慣の未定着として現れており、重要な教育課題になっています。
- * 平成28年には、4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行され、個別の人権課題の解決が求められています。

- * 急激な世の中の変化により、インターネット上での差別事象や性的マイノリティに対する偏見、さらに新型コロナウイルス感染症に関わる誹謗・中傷といった新たな人権課題も指摘されています。
- * 平成28年に実施した志摩市男女共同参画に関するアンケート調査によると性の多様性を受け入れられると思う人は、4割ほどとなっており、性の多様性に対する理解を深める学習活動が必要です。また、その当事者が、安心して学校生活を送ることができるよう、組織的なサポート体制の充実や性の多様性に関する意識啓発が必要とされています。

【取組内容】

① 学校教育における人権教育の充実

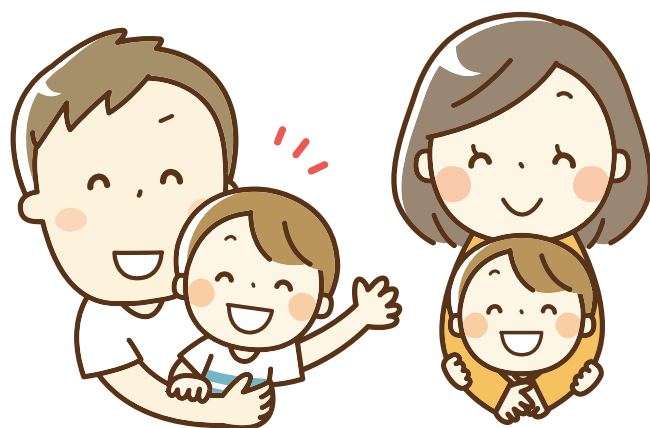
- 差別や偏見に気づき、それを許さないための知識と行動力を育むための学習を進めるとともに、子ども一人ひとりの自己肯定感を高め、自己実現を図るための教育を推進します。
- 人権教育を具体的、計画的に推進するため、市内すべての幼稚園・小中学校に対し適切な指導・助言ができる専門的知識を有する※³指導主事（人権担当）を引き続き配置します。
- 各学校で行われている人権学習をもとにして、児童生徒が主体的に、自らの体験や考え方を発表する総合的な活動を通して、人権尊重の生き方を高め合うために、「しまふれあい人権フォーラム」を実施します。
- 市内の中学校区を基盤とした人権教育の推進に向け、学校・地域・教育委員会が連携して取り組むために、「人権感覚あふれる学校づくり支援事業」を実施します。
- ※⁴教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを支えるための地域連携の仕組みとして、「子ども支援ネットワーク」づくりを推進します。
- 幼児・児童生徒が新型コロナウイルスに代表されるような感染症に係る新たな偏見やいじめ・差別の問題性に気づき、自分の身近な事として考えられる学習を進めます。
- 性の多様性を尊重し、それぞれの幼児・児童生徒の心情等に配慮した支援を進めていきます。また、すべての人にとって性の多様性を認めることの大切さを学ぶ取組を進めます。

② 教職員の研修機会の充実

- 「三重県人権教育基本方針」及び「志摩市人権教育基本方針」にもとづき、教職員自らが確かな人権感覚を身につけるため、すべての幼稚園・小中学校

において、実践研究に取り組みます。また、性の多様性に関わる課題を解決する学習のために研修を行います。

- 教職員の人権意識の高揚、人権尊重の理念の正しい理解のために、志摩市人権教育研究会の活動に主体的に取り組みます。
- 人権教育推進初任者研修、人権教育推進委員等研修を定期的の実施し、人権教育推進のための組織づくりに取り組みます。



-
- ※1 同和教育の取組の成果や手法 : 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくそうとする取組の中で、生活を含めて子どもの実情や保護者の思いを知ること、差別の現実から人権についての学習をつくりだすこと、厳しい環境にある子どもを中心にすえた仲間づくりの取組等を大切にすることがあげられる。
 - ※2 ダイバーシティ社会 : もとは労働関係の用語で、多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、それぞれの力を生かすことで生産性を高めようとする。
 - ※3 指導主事 : 教育委員会の職員で、学校経営や教育活動等についての指導・助言をする専門職。
 - ※4 教育的に不利な環境のもとにある子ども : 経済的困難や家庭環境、差別や偏見などの社会事情により、心身ともに健康に育つための環境が整っていない中で、生活している子どものこと。

(2) いじめや暴力行為を許さない心を育む教育の推進

【基本方針】

※¹いじめや暴力行為等の問題行動への対応については、未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は教職員が一体となって組織的対応を行います。また、児童生徒が心身ともに健全に育まれる環境づくりのため、家庭教育への支援や情報提供をよりいっそう充実させるとともに、学校・家庭・地域及び関係機関と連携しながら、問題行動の未然防止や早期発見、再発防止及び相談体制の充実を図っていきます。

【現状と課題】

- * 児童生徒の問題行動は事案の背景にあるものが複雑かつ多岐にわたっています。事案の中には、これまでの学校・家庭・地域の個別の教育力では十分に対応できなくなっている状況が見られます。
- * 携帯電話やスマートフォンの普及率の増加にともない、メール、LINEやツイッター等SNSでの誹謗中傷事案の発生、個人情報の流出などが懸念されます。
- * 市の関係部署、県教育委員会や関係機関と連携して、生徒指導や教育相談、カウンセリングについて教職員が研修する機会を充実させています。
- * 児童会・生徒会活動など、子どもたちの主体的・自主的な啓発活動の取組や文化活動、ボランティア活動や職場体験学習の実施など、地域との連携を大切にした取組の充実を図っています。
- * 保育所、幼稚園・小中学校を含めた学校間、校種間を超えた連携を推進しています。

【取組内容】

- ① いじめを許さない（「いじめ見逃しゼロ」）学校づくり
 - 子どもたち自身が、学級や学校生活上の問題を積極的に見出し、主体的かつ自主的な行動ができるように、学級活動や児童会・生徒会活動等の活性化を進めます。
 - 生命を大切にする心、相手を思いやる心や、個性を認め合う力等を育て、態度や行動につなげるために、道徳教育や人権教育をはじめ、学校教育活動

全般を通じた取組を行います。

- いじめや暴力行為等の早期発見、早期対応のために※2「一人ひとりが大切にされるための生活アンケート」の複数回の実施等により、いじめ等問題行動の日常的な把握と積極的な認知に努め、被害を受けている子どもたちの立場に立った取組を進めます。
- いじめ等問題行動の未然防止には、人と関わり合う力や社会性が必要であることから、子どもたちが安心して過ごせる学校づくりへの支援を行うために、県教育委員会や関係機関との連携の中で※3 ソーシャルスキル指導等に関わる研修会等を実施します。
- 各学校における生徒指導の中心となる教職員の指導力を高めるとともに、各学校のいじめ防止基本方針にもとづき、毅然とした一貫性のある指導が行えるよう、生徒指導体制の充実を図ります。
- ※4 スクールカウンセラーの効果的な配置や活用を進め、教育相談体制の充実を図ります。

② 学校・保護者への支援体制の充実

- 学校において教職員による児童生徒への相談体制の充実を図るために、市の関係部署、県教育委員会や関係機関と連携して、養護教諭をはじめ、教員による教育相談やカウンセリングに関わる教職員研修の充実に努めます。

③ 学校・家庭・地域と各関係機関との連携の強化

- 児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を進めるために、学校間、校種間の連携を図り、情報共有を通して、児童生徒の実態の把握に努めます。
- 児童生徒の健全な育成や問題行動等の解決に向けた支援、保護者及び学校への援助等の活動を充実するために、学校・家庭・地域・市及び県の関係機関と連携した取組を進めます。
- 問題行動の早期発見・再発防止を図るために、学校、こども家庭課、児童相談所、その他関係機関によるサポート会議を迅速に開催します。
- SNSによるいじめの状況把握や問題解決を図るために、学校や県教育委員会と情報を共有しながら、取組を進めます。また、情報モラル教育を推進するとともに、教職員や保護者等の情報技術に対する対応力の向上を図り、いじめを含むネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応に努めます。
- ※5 市総合教育センターでは、子ども支援・教育支援の両輪で、いじめ等をはじめとする問題行動における相談、対応、研修体制を構築し、子ども、

保護者、学校、教職員の支援を積極的に図っていきます。

- 志摩市いじめ防止対策推進条例にもとづく志摩市いじめ問題対策連絡協議会、志摩市いじめ問題専門委員会の常設化にともない、いじめ防止対策に係る取組に対して関係機関や専門分野からの指導、助言をいただくとともに、検証や見直しを行います。



-
- ※1 いじめ : 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - ※2 一人ひとりが大切にされるための生活アンケート : いじめの実態把握のための児童生徒のアンケート調査。
 - ※3 ソーシャルスキル : 対人関係における、挨拶・依頼・交渉・自己主張などの技能。
 - ※4 スクールカウンセラー : 学校における相談機能の充実を図るため、学校に配置している臨床心理士など、子どもの心の問題に関する専門家。
 - ※5 市総合教育センター : 子どもの育ちや学びの支援のため、「教育相談」「教職員研修」「調査・研究」「資料収集・管理」の4つの機能を備えた教育機関。「教育相談」機能として、子どものことに関する相談活動や不登校支援、発達支援、学校支援を行う。

(3) 男女共同参画教育の推進

【基本方針】

「志摩市男女共同参画推進プラン」では、一人ひとりが性別に関係なく「ひと」としてすべてにおいて尊重され、そして、互いの個性や能力を認め合いながら、あらゆる分野に自らの意志で参画し共に歩んでいける男女共同参画社会の実現をめざしています。このための教育・学習の充実を図ります。

【現状と課題】

- * 平成28年の志摩市男女共同参画に関するアンケート調査からは、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担(ジェンダー)意識などが今なお残っているという傾向が読み取れます。
- * 男女共同参画社会の担い手である子どもたちが、性による差別をしないよう、学校教育の場などにおいて男女平等観を養う教育を推進するとともに、男女の性の違いを認識し、尊重し合うこと、互いの良さを認め合うこと、そのうえで、男女がともに手を取り合って社会参画していくことの大切さを示していく必要があります。
- * 子どもをとりまく大人の意識や態度、行動が子どもたちの価値観の形成に影響を与えることから、子どもたちの学習機会の充実に努め、男女共同参画意識を高める必要があります。

【取組内容】

- ① 学校教育における男女共同参画意識の充実
 - 児童生徒の実態をふまえ、男女の家庭生活における相互協力、男女の対等な社会参画について考え学ぶために、社会科、家庭科や総合的な学習の時間などで男女共同参画意識の充実を図ります。
 - 学活や保健体育などを通して、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する学習の充実を図ります。
 - 学校の児童・生徒の名簿が以前は男女別であったものが、現在は男女混合名簿になっています。男女が異なるという意識を固定するような仕組みがないか学校教育全体を見直し、改善していきます。
 - 性に対する正しい理解を深めるとともに、男女間のあらゆる差別や暴力

に問題意識を持てるような学習を進めます。

② 教職員の指導力の向上と家庭への啓発

- 男女共同参画等についての理解を深めるために、自らの固定的な性別役割分担(ジェンダー)意識の見直しを図る内容の研修を実施します。
- 子どもの学校生活や取組の様子を保護者に伝えることを中心に、男女共同参画社会実現のための啓発を行います。



（４）特別支援教育の推進

【基本方針】

※¹ 特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要なとなる力の育成に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを支え、子どもたちがもつ能力や可能性をより高められるよう、適切な指導・支援を行うように努めます。

【現状と課題】

- * 特別な支援を必要とする子どもたちが適切な支援を受けられるように、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携した特別支援教育の体制づくりを推進しています。
- * 幼稚園においては、園内に特別支援教育コーディネーターとして研修を受けた職員が中心となり※²「CLMと個別の指導計画」を作成し、特別支援教育の充実に努めています。
- * 小中学校においては※³校内委員会の設置、※⁴「個別の指導計画」※⁵「個別の教育支援計画」等の作成を行い、特別支援教育の充実に努めています。
- * 特別な支援を必要とする子どもたちが、就学や進学等による環境の変化に左右されず、安心して学ぶことができるよう、就学前から卒業後に至るまでの切れ目のない支援が求められています。
- * 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

【取組内容】

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
 - 個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援の提供に努めます。
 - ※⁶「合理的配慮」は一人ひとりの特性やその教育的ニーズに応じて決定し提供されることが望ましく、それぞれの学校において充実されるように努めます。

② 市単独の介助員・学習支援教員の配置

- 障がいのある幼児・児童生徒については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援ができるように、介助員・学習支援教員の配置に努めるとともに、その資質向上を図るために、介助員・学習支援教員を対象にした研修会を行います。

③ 専門的な関係諸機関との連携

- 障がいのある幼児・児童生徒が適切な支援が受けられるように、関係医療機関、特別支援学校、児童相談所、市の関係部署・関係機関等の専門機関と連携して、就学支援を含めた就学前の教育相談体制や教育環境の整備に努めます。

④ 教員の専門性の向上

- ※7インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。教育委員会はそれぞれの子どもたちの特性に応じた適切な指導・支援等を行えるように、学校で特別支援教育を推進する中核となる特別支援教育コーディネーターを対象にした研修会を行い、その専門性の向上をめざします。また、学校においては児童生徒理解と支援のあり方等の検討・向上のための校内外の研修会を行います。

⑤ 切れ目のない支援体制の充実

- ※8パーソナルファイルの活用を推奨し、在籍機関移行時における円滑かつ確実な支援情報の引継ぎを進めます。



-
- ※ 1 特別な支援を必要とする子ども : 医師の診断に関らず校内支援委員会などで学習や生活に困難さがあると認められた子どものこと。
 - ※ 2 「CLMと個別の指導計画」 : CLMとは「チェック・リスト・イン三重」という行動観察チェックリストファイルのことで、保育所・幼稚園に通う気になる子の行動を観察し、幼児用の個別の指導計画を作成する。
 - ※ 3 校内委員会 : 特別な教育的支援を必要とする子どもに適切な指導及び支援を行うため、人的な資源の活用や教育環境の配慮、支援方法の工夫等を検討する校内に設けた委員会。
 - ※ 4 「個別の指導計画」 : 子どもの障がいの特性に応じた指導目標や指導内容、指導方法等、的確な教育的支援を行うことを目的に学校が作成し、管理する個票。
 - ※ 5 「個別の教育支援計画」 : 乳幼児期から学校卒業後までの長期にわたって、子どもの障がいの程度、ニーズ及び支援方法を把握し、的確な教育的支援を行うことを目的に学校が作成し、管理する個票。
 - ※ 6 「合理的配慮」 : 障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合の、負担になり過ぎない範囲の、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。
 - ※ 7 インクルーシブ教育システム : 障がいがあろうとなかろうと、あらゆる子どもが地域の学校で、必要な援助を提供されながら教育を受けること。
 - ※ 8 パーソナルファイル : 乳幼児期から、仕事につくまでの支援の必要な子どもについての情報を一つにまとめたファイル。基本的には保護者が保管する。パーソナルファイルには、子どもの今まで受けてきた支援や、必要とされている支援について書き込まれたり、挟み込まれたりしているので、子どもの育ちに関っている関係機関の方々にファイルの内容を確認することで、どのような支援を必要としているかを伝えることができるものとなっている。

(5) 不登校等児童生徒に対する支援の推進

【基本方針】

すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるために、魅力のある学校づくりを進めるとともに、学校・家庭及び関係機関が連携しながら、子どもの不登校に関する対応支援を行っていきます。

【現状と課題】

- * スクールカウンセラーが、現在、すべての小中学校に配置されており、学校の実態に応じて効果的に活用されています。
- * 市総合教育センターでは、学校関係者、保護者、児童相談所、医療機関等と連携しながら、不登校等児童生徒のサポートや相談活動等を行っています。
- * 不登校児童生徒の背景は多様化・複雑化している現状があります。今後も個に応じた効果的な支援のあり方について考えていく必要があります。
- * ※1 適応指導教室、児童相談所をはじめとする関係機関との緊密な連携が求められています。
- * 市総合教育センターと関わりを持っていない不登校児童生徒への対応支援についても関わりを持つ必要があります。

【取組内容】

① 魅力ある学級・学校づくり

- 「不登校の子どもたちにとって居心地のよい学校」は「すべての子どもたちにとっても居心地のよい学校」になるという視点から、すべての子どもたちが安心して楽しく通えるような学校づくりを支援します。
- 様々な観点から子どもたちの実態を把握するために、子どもたちに対する観察と面接に加えて、より子どもたちの内面を知ることのできる調査を行い、結果の分析や検討などを実施します。
- 中学校での生活がスムーズに始まるよう取り組むことが重要であることから、小中学校相互の実践交流を通じて、学校に馴染みやすくする取組を検討するなど、学校間の協働を支援します。

② スクールカウンセラーの継続的な配置

- 不登校の未然防止、早期発見・早期対応を図るために、県教育委員会へ 市内の全小中学校にスクールカウンセラーの配置の継続とよりいっそうの充実を要望し、学校現場における効果的な活用の充実を図ります。

③ 市総合教育センターの機能の充実

- 市内の児童生徒の実態把握、不登校の兆候に対する早期発見と早期対応に向けた取組の充実を図るために、今後も継続して適応指導教室による各学校での欠席状況調査を行い、協議・検討し、指導・助言を行います。
- 市総合教育センターに関わりを持っていない不登校児童生徒について、学校や家庭に働きかけ、支援の方法を話し合いながら適切な支援を行っていきます。
- 不登校、不登校傾向の児童生徒への効果的な支援を図るために、相談員や適応指導教室の指導員による面談や相談活動を行うとともに、臨床心理士による相談活動や事例研修会を行います。
- 個々の状態に応じた支援のあり方や方向性について共通理解を図るために、学校訪問や家庭訪問及びスクールカウンセラー等との連絡協議会の開催や保護者面談を行います。
- 迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、適切な対応が出来るよう、研修等により教職員の資質の向上を図ります。



※ 1 適応指導教室 : 不登校等児童生徒の学校復帰を支援するために設置された公的機関。市総合教育センターの施設内に設置されている。不登校等児童生徒の活動支援（居場所づくり）や保護者、学校との相談を行う。



(6) 防災・減災教育の推進

【基本方針】

志摩市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法による「南海トラフ地震防災対策推進地域」および「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定を受けています。「30年以内に発生する確率が70～80%」と言われている巨大地震の災害に対し、また、全国各地で頻発している風水害に対し、園児・児童生徒には、自らの命は自分で守る「自助」、ともに支え合い助け合う「共助」の力を育成するための防災・減災教育を推進していきます。

【現状と課題】

- * 各学校で「学校防災計画」を立て、災害時に教職員が迅速・的確な行動がとれるよう、対応マニュアルを作成する等、具体的な取組を進めています。
- * 各学校の「学校安全計画」にもとづき「防災教育指導計画」を作成し、防災リーダーを中心として、避難訓練、救急救命訓練、消火訓練等の危機発生に対応した訓練、※1「防災ノート」活用方法等の研修を実施しています。
- * 園児・児童生徒を対象に、防災講話や体験型学習、各教科における防災に関する内容の学習を行っています。
- * 各幼稚園・小中学校で保護者・地域と連携した防災の取組を進めています。災害発生時の園児・児童生徒の保護者への引き渡し方法、校外での避難方法、連絡方法等の周知徹底を図る必要があります。

【取組内容】

① 防災教育研修の実施

- 専門家を外部講師に招き、教職員に対し防災教育研修会を行い、個々の教職員の防災意識と防災スキルの向上を図ります。
- 地域防災室と連携して研修会を進め、地域とともに防災教育の充実を図ります。

② 防災に関する指導の充実

- 状況に応じて自ら安全に行動できる「自助」の態度を養い、様々な災害に

対して安全に避難する方法について理解するために、防災に関する指導を計画的に実施します。「防災ノート」や三重県防災教育推進支援事業、志摩市防災学習支援事業、防災コーディネーター等を活用し、「自助」の力を育成します。

- 各幼稚園・小中学校で緊急地震速報システムを活用した、地震・津波避難訓練実施を推進します。
- 校内の危険箇所はもとより、登下校時や地域で過ごす場面での危険箇所や危険区域等を知り、自助の力を高めるための体験的な学習（防災タウンウォッチング・防災マップづくり等）を支援します。
- 避難所運営ゲームHUG等の体験的な学習を実施し、学校の体育館が避難所になることを想定した学習を通して、そこで生じる諸課題について、児童生徒が主体的・対話的に防災意識や防災スキルを高めることができるよう支援し、「共助」の力を育成します。

③ 保護者・地域と連携した取組

- 児童生徒と保護者がともに家庭で「防災ノート」等に取り組んだり、PTA行事や学校通信等で防災に関わる内容を取り扱ったりすることにより、家庭の防災意識、防災対策の向上と充実（防災袋づくり・食糧備蓄・家具固定等の環境整備等を含む）につながるよう働きかけます。
- 緊急時における園児・児童生徒の安全確保・安否確認と保護者、地域との連携をスムーズに行うため、「引渡カード」を作成し、緊急時の対応について、あらかじめ保護者への十分な周知を図ります。また、引き渡し訓練等を実施し、より安全で安心できる学校をめざします。



※1 「防災ノート」： 三重県教育委員会が作成した防災学習教材。児童生徒が、地震や津波、台風等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守る力の育成、また、児童生徒が保護者とともに家庭で「防災ノート」に取り組むことによる、家族の防災意識向上と家庭の防災対策の充実を図る。

(7) 安全で安心な学校づくりの推進

【基本方針】

防災・減災・防犯・安全教育を学校における重要な教育と位置づけ、幼児・児童生徒が事故や災害、犯罪等から自分の命を守るために、また、主体的に判断し、安全に行動できる能力・意識を育てるために、防災・減災・防犯・安全に関する教育の年間計画を作成し、取組の充実を図ります。また、登下校や地域での日常生活における子どもたちの安全確保に向け、家庭・地域及び関係機関との協力体制のネットワークづくりをいっそう進めます。

【現状と課題】

- * 学校現場では、緊急事態を想定した※¹学校危機管理マニュアルを作成するとともに、警察等と連携して交通安全教室・防犯教室・避難訓練等、危機発生に対応した訓練を行っています。
- * 子どもたちの安全を守るために、定期的に学校の施設・設備や遊具等の点検や通学路及び校区の危険箇所の安全点検を実施するとともに、定期的に登下校指導等を行っています。
- * 市内の幼稚園、小中学校、保護者に対して、不審者の情報を市のメール配信システム等により迅速に提供しています。
- * 各学校、地域や保護者に、子どもの安全を確保する場所としての役割を担っていただけるよう協力依頼をしています。本趣旨の理解を得られる家庭や店舗等には「こどもを守る所」のステッカーを貼っています。
- * 新型コロナウイルスなど今までになかった感染症の流行に対して、幼稚園・小中学校においても感染予防が緊急の課題となっています。

【取組内容】

① 交通安全教育の推進

- 幼児・児童生徒が自ら安全に行動できるよう、幼稚園・小中学校において、警察署交通課や交通安全協会等と連携して交通安全教室を開催し、正しい交通マナーの習得と、身近な交通環境において安全に行動ができる態度を養います。

② 防犯に関する指導と地域との連携

- 幼児・児童生徒が状況に応じて自ら安全に行動できる態度や能力を養うために、警察署生活安全課、防犯委員等、専門機関と連携して、防犯教室・防犯訓練を計画的・継続的に実施します。また、地域では、犯罪の未然防止を図るために、※2青色防犯パトロールなどを行い、PTAを含む諸団体と連携し、日常の防犯に対する「地域の目」を育てます。引き続き「こどもを守る所」への協力依頼も行っていきます。
- 学校や通学路等の見守り活動等にあたる学校安全ボランティア（※3スクールガード）の養成を行っていきます。

③ ※4「新しい生活様式」の定着

- 新型コロナウイルスに係る正しい理解とともに、プライバシー保護や人権への配慮に努め、感染症予防対策における「新しい生活様式」を各幼稚園・小中学校において進めていきます。



-
- ※1 学校危機管理マニュアル：危機管理の考え方や学校の体制づくり、未然防止から危機発生時の対応、再発防止等、個々の事象について具体的な危機管理の要点を記載したもの。
 - ※2 青色防犯パトロール：市関係課や補導センターが下校時間帯などにあわせ、青色の回転灯をつけた車で巡回を行うこと。
 - ※3 スクールガード：通学路等で子どもたちの安全のために見守り活動を行う人。
 - ※4 「新しい生活様式」：他の人と十分な距離をとること、マスクを着用し、大声での会話をしないこと、手洗いや消毒を励行すること、教室の換気を十分に行うこと等。

第2章

自然や伝統を愛し、
ふるさとを誇ることが
できる教育

(1) 志摩の自然に学ぶ教育の推進

【基本方針】

社会、経済活動の変容及び生活様式の変化により、環境問題が大きな課題となっている中、住民共通の財産である美しい自然環境を保全し、持続可能な社会を形成していくことが求められています。

志摩市の美しい自然財産を次世代に残していくために環境教育を教育活動全体の中で推進していきます。

【現状と課題】

- * すべての小中学校において、毎年6月5日の「学校環境デー」を中心に、年間を通して地域や学校の特色を生かした環境教育が行われています。
多くの学校が、通学路や海岸等、地域全体の清掃活動を行うとともに、ごみの分別や縮減、リサイクル、再利用にも取り組んでいます。
- * 小中学校において、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動のあらゆる場面で、身近な環境問題の学習、自然体験やボランティア体験、豊かな感性と命を大切にしたい体験活動等の環境教育が進められています。
- * 環境省や三重県環境学習情報センターによる伊勢志摩国立公園の自然や身の回りの生き物の大切さを伝える出前授業の実施や、地域の中で楽しみながら、主体的に継続的な環境保護活動や環境学習を行っている学校もあります。
- * 学んだことが実生活に結びつくよう、身近で、小さなことから徐々に始めていく体験等を重ね、児童生徒の関心・意欲を高める必要があります。
- * 海洋プラスチックごみ等の深刻化する環境問題に対する現状理解や今後の取組が求められています。

【取組内容】

① 身近な環境教育

- 子どもたちの豊かな感性と自然を大切にする心と態度・行動を育てるために、また、持続可能な社会の実現をめざすために、社会科、理科、家庭科、総合的な学習の時間等において、水・空気・ごみ・資源(電気、ガス)等、身の回りの環境との関わりを通して、豊かな感性と自然を大切にする心を育

てます。また、やまだエコセンター、上水道・下水道処理場等、公共施設の
見学・施設体験による環境教育を推進します。

② 地域と連携した環境教育

- 地域の自然をはじめとした環境保全や自然再生の意識を高めるため、地域の海、山、川等に関する「知識、技能」を有する地域の人々や環境保全に携わる人々と連携し、地域に応じた環境に対する理解を深め、実践的態度を育てます。

③ 自然体験・奉仕作業を通した環境教育

- 英虞湾や的矢湾等、地域の海や野山等での自然体験的な学習や※1 問題解決的な学習をよりいっそう取り入れます。また、県水産研究所や市の関係部署と連携しながら、よりよい環境づくりについて多面的・総合的に捉え、主体的に実践する態度の育成に努めます。

④ SDGsの推進を通した環境学習

- SDGsには、地球温暖化を解決していくことを示した「13 気候変動に具体的な対策を」など環境学習の視点が提起されています。志摩市の環境資源を教材にした授業実践をSDGsに照らし合わせ、豊かな自然とともに暮らし続けることができるまちづくりをめざします。

※ SDGsの17の目標は4ページに記載しています。

- 深刻化する海洋プラスチックごみ問題に対して、「自分ごと」「自分たち」レベルで何ができるのかを考える「きっかけ」づくりを行います。



※1 問題解決的な学習 : 子どもが問題を積極的に捉えて、主体的にそれを解決していく学習方法のこと。

(2) 生涯学習の推進

【基本方針】

自発的な※1生涯学習を推進し、生きがいのある生活が送れるよう、多様な市民ニーズに対応した学習プログラムの提供に努めます。

【現状と課題】

- * 生涯学習講座の参加状況は中高年齢者が比較的多く、若年層の参加が少ない状況にあります。超高齢社会に入り、高齢者向けの講座はもとより、市民の方の多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していく必要があります。

【取組内容】

- ① 生涯学習の活性化
 - 自主的な活動を支援し、学習成果を生かす学習機会の拡充と活動の場の創出に努めるとともに、市民の交流の場づくりを推進します。
 - 高齢者を対象とした生涯学習講座の内容を充実させるとともに、参加促進と高齢者の生きがいづくりに努めます。
 - 若年層が希望する講座内容の検討を進め、成人を対象とした生涯学習講座の開設に取り組みます。
 - 市民一人ひとりが生涯を通してライフスタイルに応じて学習できるよう自主的な活動の支援に努めます。
- ② 生涯学習の施設整備と人材確保
 - 施設の老朽化、長寿命化に対応するため、長期的な修繕計画を策定し、適正な管理に努めます。
 - 生涯学習施設での活動を活発化させるため、専門知識や技能を持つ指導者の育成確保に努めます。
 - 市民サービス向上のため、県内生涯学習・スポーツ施設等と情報交換等を行います。

※1 生涯学習：人々が充実した生活を送るため、学校教育を含め、各自にあった方法で生涯を通して、継続して学習すること。

(3) 図書館運営の推進

【基本方針】

※¹図書館（室）は、生涯学習やまちづくりの拠点施設として志摩市立図書館を中心に各図書室が連携し、魅力ある図書館づくりに努めます。

【現状と課題】

- * 乳幼児期から絵本に親しむことの大切さについては、健診や広報等を通して、少しずつ認知されるようになりました。※²ブックスタート事業を継続して行うことで、乳幼児期からの読書活動推進につなげていきます。
- * 子育て支援センターや学校等の関係機関と連携し、読書活動を推進していく必要があります。
- * 貸出冊数が減少傾向にある図書室については、蔵書の入れ替えを行い、整備しましたが、貸出冊数の増加に向けさらなる改善が必要です。また、令和元年度に改修工事を終え、リニューアルした市立図書館は書架を増設し、収容冊数を増やしました。今後は、入館者数の増加につなげる魅力ある蔵書構成を構築し、図書館利用者へのサービスに努めます。

【取組内容】

- ① 図書館（室）の充実と読書活動の推進
 - 子どもたちが読書に親しみ、良好な読書習慣を身につけることのできる環境づくりをめざし「第三次志摩市子ども読書活動推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に子どもの読書活動を推進します。
 - 図書館（室）が利用者にとって快適で親しみのある施設となるよう※³レファレンス等のサービスや各種自主事業の充実等、利用者サービスの向上に努めます。
 - 本への関心を高めるよう※⁴読書手帳等を通し、読書活動推進につなげていきます。
- ② 図書館（室）運営の活性化
 - 市立図書館と図書室を結ぶネットワークを利用し、蔵書検索や予約サービス等利用者の利便性の向上に努めます。
 - 新入荷図書や蔵書の中から、魅力ある図書を紹介する広報活動等を工夫

し、貸出冊数の増加を促進する工夫をします。

- 市立図書館2階の生涯学習スペースを学びの場として提供します。利用目的や学習方法にあわせ、個人学習室やグループ学習室の利用を促進し、図書資料や※5遠隔講座システムを柔軟に活用し、効率的に学習を進めるための支援を行っていきます。
- ボランティア等と協力して読み聞かせ会や手づくり教室等を開催し、市民に親しまれる図書館（室）づくりを推進していきます。
- 市立図書館と学校図書室との連携を強化し、調べ学習や移動図書館等の充実を図ります。



-
- ※1 図書館（室）：市立図書館と、志摩文化会館、大王公民館、浜島生涯学習センター及び歴史民俗資料館に設置されている4図書室のこと。
 - ※2 ブックスタート：赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったパックを手渡すなど、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。
 - ※3 レファレンス：参考、参照、照会。（図書館が行う利用者サービスのひとつで、必要とする文献や参考図書についての問い合わせに応じたり、検索に協力したりするもの。）
 - ※4 読書手帳：読書の記録をとったノート。
 - ※5 遠隔講座システム：パソコンやモニターを利用し、遠隔地にある大学等とのリモート授業や講座、会議を行うことができる。

(4) 生涯スポーツの推進

【基本方針】

スポーツ推進計画にもとづき、だれもがいつでも気軽に、※¹生涯スポーツを楽しむことができるまちをめざし、スポーツに親しむ場の提供やスポーツ団体の支援、※²総合型地域スポーツクラブの支援などにより、地域スポーツの推進を図ります。また、スポーツ施設の統廃合をはじめ、老朽化対策や耐震補強の必要な施設を整備し、安心してスポーツができる環境づくりに努めます。

【現状と課題】

- * 競技スポーツの向上及び生涯にわたるスポーツ活動を通して、健康づくり、体力づくり、市民の交流の場づくりなどの需要が高まっているなか、地域でのスポーツの日常化をめざし、スポーツに親しむ機会の提供とスポーツの普及をさらに進める必要があります。
- * スポーツ施設の統廃合も含め、中・長期的な視点での運営が必要となっています。
- * 各種団体への活動支援や指導者の育成・確保等、生涯スポーツ推進の基盤づくりを行っていく必要があります。
- * 地域スポーツは、地域活性化等につながるものとしていっそうの充実が必要とされており、地域スポーツの場となるプラットフォームの整備が重要であります。それらを担う地域や市民が主体的に自主運営する組織である総合型地域スポーツクラブについては、学校の部活動やスポーツ少年団の指導支援を行っていく必要があります。

【取組内容】

- ① スポーツ推進計画にもとづいた取組
 - だれもがいつでも気軽にスポーツに親しめる場づくりに努め多様化する市民ニーズに即したスポーツの機会の提供に努めます。
- ② 「スポーツ観光都市」としての取組
 - スポーツイベントやレジャースポーツ、スポーツ等合宿を通して誘客促

進に取り組み、交流人口の増加につながるよう取り組みます。

③ スポーツに親しむ場の提供

- 健康づくり、体力づくり、市民の交流の場づくりを推進するために、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員による幅広い年齢層に応じたスポーツに親しむ場の提供に努めます。

④ スポーツ施設の整備・充実

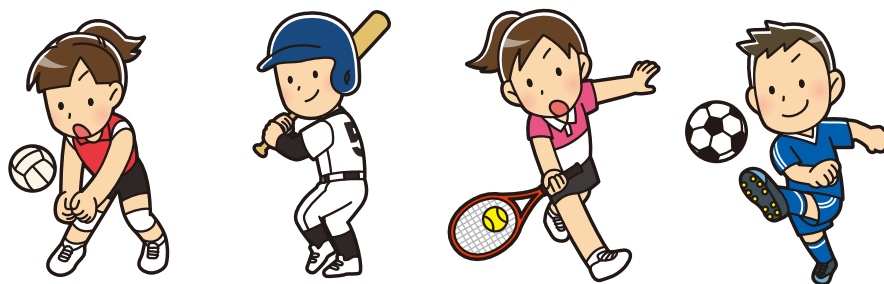
- 安全管理と有効利用を図るため、老朽化した施設の耐震整備や類似施設の統廃合、学校施設の有効利用など、計画的に推進します。
- スポーツ施設をより有効に活用するため※³指定管理者制度を導入している施設のいっそうの充実とともに、市が直営で管理運営を行っている施設等について、指定管理者制度の導入を検討していきます。

⑤ スポーツ団体への支援

- 事業のあり方や組織・機構の見直しを行い、人材の確保や自主・自立に向けた活動を支援します。

⑥ 総合型地域スポーツクラブの育成

- 未設置地区への設立に向けた取組や地域スポーツをマネジメントできる人材の育成等に努めます。



※ 1 生涯スポーツ : だれもが生涯の各時期にわたって、生活の一部としてそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむこと。

※ 2 総合型地域スポーツクラブ : 地域住民の日常的なスポーツ活動を活性化するために構想された市民型のスポーツクラブ。学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点に地域住民が自主運営を行う開かれたクラブづくりが各地で進められており、NPO組織が多い。

※ 3 指定管理者制度 : 市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ろうとするもの。平成15年9月の地方自治法の改正によって創設された。

（５）国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の推進

～大会の成功とそのレガシーの継承～

【基本方針】

令和３年に国民体育大会（以下、「国体」という。）及び全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）が三重県で開催され、志摩市を会場に、国体では、ボクシング、ソフトボール（少年男子）、トライアスロン、大会では、フットベースボールが行われる予定です。国体及び大会を安心・安全に開催することはもちろん、開催後も、つちかわれたつながりやノウハウが将来にわたって引き継がれるような※¹レガシーの活用に努めます。

【現状と課題】

国体および大会が一過性のものにならないよう、開催後を見据えスポーツを通じた地域活性化の取組が必要となります。

【取組内容】

- ① 円滑な実施体制の構築と機運醸成
 - 令和３年の国体及び大会の開催に向け、競技施設の整備や競技関係者との調整、県との連絡調整を図り、両大会運営における各分野の準備を進め、国内最大のスポーツイベントを円滑に実施できるよう体制を整え、開催に向けた機運醸成を図ります。
- ② オール志摩でのおもてなし実施
 - 国体及び大会に参加する選手・監督、大会関係者及び観戦者へは、志摩市らしさを大切にしたい最高のおもてなしができるよう努めます。また、大会ボランティアや市民運動を通して、市民のみなさんが大会運営に関わることで、共にやり遂げた誇りを残せるよう努めます。
- ③ 大会レガシーの活用
 - 国体及び大会のレガシーを生かすため、両大会に必要となる運営ボランティアの確保や、市が実施するスポーツイベント等に必要となる運営ボラ

ンティアを今後も継続して確保できるよう登録制度を構築します。市民協働の意識向上に努め、スポーツイベント等、スポーツに関わる場を提供します。このことにより、子どもの体力向上、地域におけるスポーツ活動、障がい者によるスポーツを推進し、スポーツを通じた地域の活性化に努めます。国体及び大会に参画した全ての方が夢や感動を味わい、両大会後もときめきを大切に、人や地域がいつまでも若々しく輝き続けるよう取り組みます。



※1 レガシー：「遺産」のこと。大会を行うために整備した施設・設備といったハード面、人々のつながりやノウハウといったソフト面で、その後のスポーツ振興に活かせる遺産のこと。

（６）伝統文化・地域文化の保存・活用の推進

１．伝統文化の保存と活用

【基本方針】

市民が貴重な地域資源である文化財に対する理解を深めることができるよう文化財の周知と保存を図るとともに、郷土の伝統文化の保存、継承に努めます。また、文化財に関する情報を広く発信し、市民の文化財保護に対する意識の醸成を図ります。

【現状と課題】

- * 貴重な地域資源である各種文化財を保護、保存することの意義を市民に理解してもらい、活用していく必要があります。
- * 伝統行事や文化財の情報発信のイベントに参加してもらい、次世代を担う子どもたちへ文化財等の魅力を伝える取組が必要です。そのためには、地域住民の理解及び文化財所有者、保存団体、各種ボランティアの協力が必要不可欠になります。
- * ホームページに掲載した遺跡地図を活用し、埋蔵文化財の保護の必要性や地域における重要性を広く周知する必要があります。

【取組内容】

① 文化財の保存

- 市内に受け継がれている貴重な文化財を継承するために、次世代を担う子どもたちへの文化財の公開・活用等を通して、文化財保護の啓発活動の推進を図ります。
- 埋蔵文化財の発掘調査及び出土した遺物についての報告書を作成し、市内の埋蔵文化財の記録、保存に努めます。
- 市内の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の分布状況及び概要を示した「志摩市遺跡地図」を活用し、適切な埋蔵文化財の保護に努めます。
- 地域に受け継がれている各種無形文化財の保存、次世代への継承を通して、後継者や各種ボランティアの育成に努めるとともに、保存団体の自主的な活動への支援を行います。

- 貴重な文化財を災害や盗難から守るために、所有者に対する各種支援の実施や、関係機関等と連携体制を強化します。

② 文化財の活用

- 各種文化財の体験教室の実施や、志摩市歴史民俗資料館への社会見学の機会を設けることで、次世代を担う子どもたちへの円滑で確実な伝承活動を支援するとともに、後継者育成につなげていきます。
- 祭りなど地域行事への子どもたちの参加を促進します。
- 各種文化財を活用した企画展の開催や、文化財についての図録等を発行することにより、市民の文化財に対する意識の醸成を図ります。

2. 地域文化の保存と活用

【基本方針】

潤いとやすらぎがあり、だれもが心豊かに暮らせるまちをめざし、質の高い芸術鑑賞の機会の充実を図るとともに、市民自らが参加する芸術文化活動を支援する等、文化の視点からのまちづくりを推進します。また、市内各地域の伝統的な芸術文化に市民が愛着や誇りを持ち、次世代に継承できるよう支援します。

【現状と課題】

- * 文化振興団体の自主的・自立的な活動を支援するとともに、幅広い世代の活動参加を推進するため情報提供や支援が必要になります。
- * 少子高齢化により各文化的イベントへの子どもの参加も減少しているため、子どもから高齢者まですべての市民が芸術文化にふれる機会が提供できるように、情報発信を行うことが必要です。

【取組内容】

① 芸術文化の振興

- 芸術文化を推進するため、文化振興団体の自主的・自立的な活動を支援します。
- 子どもから高齢者まですべての市民が芸術文化にふれる機会が提供できるように、情報発信に努めます。

② 文化の視点からのまちづくり

- 市内各地域の伝統芸能・文化の保護に努め、環境整備を行うとともに、市内外に情報発信を行います。
- 学校の再編により地域と子どもたちの結びつきが希薄にならないように、学校を通じて校区内の文化活動の情報を発信します。



(7) 青少年健全育成の推進

【基本方針】

地域子どもたちが健全で心豊かに成長することができる環境を整えるため、地域ぐるみで行う青少年健全育成活動を支援します。

【現状と課題】

- * 青少年の健全育成に関する取組は地域住民やボランティアの協力により行われていますが、後継者不足が課題となっています。そのため青少年育成団体、PTA、自治会、学校等を含めた地域全体の意識啓発や青少年を地域で見守るための体制整備のさらなる充実が求められています。

【取組内容】

- ① 青少年育成団体の活性化
 - 青少年育成団体や地域住民のいっそうの協力を得ながら、市民との協働のもと青少年の健全育成を進めるとともに、地域の子どもは地域で見守り、育てる環境づくりを促進します。
- ② 地域ぐるみの健全育成活動の展開
 - 青少年育成市民会議をはじめとする地域の青少年育成団体の連携・協力を推進し、地域文化の伝承や自然体験活動、奉仕活動など青少年の健全育成事業を展開します。
- ③ 青少年補導センターの活動の充実
 - ※1 青少年補導センターの補導員のスキルアップを図ることを通じて、補導員同士の連携、協力体制の強化に努めます。
 - 青少年の非行や不審者の出没等を抑止するため、街頭補導活動の充実に努めます。

※1 青少年補導センター： 青少年の非行に関わる警察、教育や民間の団体が連携して活動できるようにつくられた組織。青少年補導センターの補導員が街頭での補導などの活動を行っている。

第3章

知・徳・体の
バランスのとれた
「生きる力」を育む教育

③ 保育所・幼稚園・小学校との連携

- 子どもについての理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図るため、保育所や幼稚園、小学校との交流や共同の研修会を開催します。幼稚園と小学校がそれぞれの教育の目的、子どもの発達の姿、指導の方法等について相互理解を深め、連携・交流の機会を充実し共通理解を図るよう努めます。

④ 健康福祉部との連携

- 子どもについての理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図るため、こども家庭課や健康推進課と連携して、子どもの発達の姿、指導の方法等について検討し、教育活動の支援を行います。

⑤ 子育て支援の充実

- 地域全体で子どもを見守り、子どもの健全育成を図るため、市の関係機関等と連携を密にしながら、子育て支援の充実や子育ての不安解消、負担軽減に努めます。



(2) 確かな学力をつちかう教育の推進

【基本方針】

※₁「確かな学力」の向上をめざし、指導方法や学力向上のための取組の結果を検証・評価し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導方法及び取組の改善を図っていきます。また、家庭での生活習慣の確立が学びに向かう姿勢につながるという考えから、家庭と連携して望ましい生活習慣の確立を図っていきます。

【現状と課題】

- * ※₂全国学力・学習状況調査や※₃みえスタディ・チェックをもとにして、学校・家庭で連携して課題の改善に努めています。同調査からは、依然として活用型の学力の課題や生活面における課題が指摘されており、これらの課題の改善に向けてよりいっそう取組を進めていく必要があります。
- * 平成19年度から毎年、学力調査後には結果の分析を行い、保護者への周知を行っています。また、平成22年度から「志摩市学力向上検討委員会」を設置し、志摩市の児童生徒の学力向上のための取組を進めています。
- * 各学校において、子どもの実態に合わせた指導体制・方法の研修を深め、日々実践に生かしています。その際、指導主事も校内研修等の要請に応じ、指導・助言を行っています。

【取組内容】

① 教職員の授業力向上

- 子どもたち一人ひとりが「確かな学力」が身につけられるよう校内研修会の中に授業公開を位置づけ、「主体的・対話的で深い学び」などの視点で教職員の授業力向上に努めます。

② 指導方法や学力向上の取組の改善・工夫

- 学力調査などで学校及び市全体の客観的なデータを収集し、分析することにより、指導方法の改善・工夫に努めます。
- 学力向上検討委員会において学校間の取組の交流を行い、各学校の取組の見直しや改善につなげていきます。その際には、大学教授や県教育委員会

の指導主事等が専門的見地から指導・助言にあたります。

③ 家庭・地域との連携

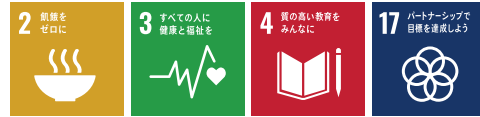
- 家庭での学習習慣や生活習慣を確立するため、学校と市教育委員会が連携し、啓発を進めます。

④ 県教育委員会との連携

- 教師の授業力向上が児童生徒の学力向上につながっていくという観点から、教師の授業力向上を図るために、市教育委員会に加え県教育委員会の指導主事等が連携し指導・助言にあたります。



-
- ※1 「確かな学力」：知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力まで含むもので、学ぶ意欲を重視したこれからの子どもたちに求められる学力のこと。
 - ※2 全国学力・学習状況調査：「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことを目的に、文部科学省が平成19年度から実施している調査。
 - ※3 みえスタディ・チェック：三重県独自の調査。これまでの調査を分析し、三重県の児童生徒の実情に合わせて問題を作成し、学習内容の理解・定着につなげる取組を進めるために行う調査。



(3) 健康・体力を高める教育の推進

1. 食育の推進

【基本方針】

楽しい給食が学校教育の重要な要素であることをふまえ、児童生徒が「食」に関する正しい知識と選択する力を養い、望ましい食習慣を身につけられるよう、※¹栄養教諭や※²学校栄養職員が中心となり、学校給食を「生きた教材」として活用する取組、各教科での食育の視点を取り入れた指導とともに、家庭での食事と関連した取組や地域の特性を取り入れた取組など、多方面からの食育を推進します。

【現状と課題】

- * 栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保や食品ロス削減等の食に関わる課題が顕在化しています。
- * 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校において食育を推進することが求められています。
- * 地域の自然や文化、産業等に理解を深め、食への感謝の念を育むとともに、地産地消の推進を図るため、学校給食における※³地場産物の活用が求められています。
- * 市内のすべての小中学校では、毎年「食に関する指導計画」を策定し、教科、総合的な学習の時間、特別活動、給食の時間等、学校の教育活動全体で食育に取り組んでいます。
- * 学校給食センターには※⁴アレルギー対応室があり、食物アレルギーのある子どもの除去食、代替食に対応しています。

【取組内容】

① 教育活動全体での推進

- 食育担当者を中心に教職員の意識を高め、学校として推進する食に関する指導の全体像を明らかにした全体計画を策定し、それにもとづき指導を行います。
- 学校・家庭・地域の連携による食育を進めます。

② 子どもへの指導内容の充実

- 小中学校では、各教科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動等、学校

教育活動のあらゆる場面で子どもの実態や地域の特性を生かし、工夫した取組をします。

- 幼稚園では、好き嫌いのない子どもを育てるために、園の環境を生かし、いろいろな作物の栽培や収穫、さらには調理して食べる等の活動や体験を行います。
- 栄養教諭・学校栄養職員の専門性を生かした食に関する指導を進めます。
- 生産者との交流や体験活動を通じて、子どもたちの食材を大切にする気持ち、人へ感謝する気持ちを育み、食べ残し(食品ロス)を減らすよう指導します。また、食べ残しが、食料資源の浪費であり、経済的な損失や環境問題にもつながることを理解するような学習を行います。
- 学校や学校給食センター等からのたよりによる情報発信や各種行事を通じた食育の啓発を行います。
- 個々の子どもの健康課題に対して、食の視点から安全で適切な対応ができるよう個別相談指導を充実させます。

③ 学校給食での取組

- 積極的に地場産物や郷土料理を取り入れた記憶に残る学校給食によって、園児・児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに地域の食文化の継承につながるよう取り組みます。
- 栄養バランスの取れた献立を工夫し、学校給食等の献立に関する情報を子どもたちと保護者に発信します。
- 子どもの食の安全管理のため、食物アレルギーのある子どもの実態を家庭、学校と連携して把握し、除去食・代替食の対応を行います。
- 今後の食物アレルギーの状況に応じ、安全性を確保するため、原因食物の完全除去対応や弁当対応を行います。

2. 子どもの体力づくり活動の推進

【基本方針】

子どもたちが体を動かすことが好きになり、積極的に運動やスポーツに取り組むことにより、健康を保持増進し、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむスポーツライフの基盤をつくる教育を推進します。

【現状と課題】

- * 子どもの数の減少や生活環境の変化にともない日常的に子どもたちが体を動かす機会が少なくなっている現状があり、継続して遊びや運動に取り

組む機会を確保する必要があります。

- * 令和元年度※⁵ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点は、全国平均を下まわっていますが、上まわっている項目も多くあります。バランスのとれた体力向上や運動習慣のない児童生徒への働きかけが課題になっています。

【取組内容】

① 幼稚園からの継続した取組

- 保育所・幼稚園から遊びを通した体力づくりなど基礎的な取組を推進し、小学校・中学校の体力づくりへつなげていきます。

② 体育等の教科や学校行事での取組

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、その結果にもとづいて、指導の重点化や指導方法の改善に取り組みます。
- 運動会・体育祭をはじめとした学校行事等を通じて、運動の楽しさを実感できる機会を充実します。

③ 運動部活動等の課外活動での体力向上

- 運動部活動を通して、一人ひとりの子どもの体力、能力を伸ばすとともに自主性と社会性を学び、生涯スポーツにつなげる取組を進めます。
- 部活動の運営については、※⁶ 部活動ガイドラインを設け、適切な活動時間や休養日を設定するなどバランスのとれた運営や指導ができるよう取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブなど多くの社会体育団体が子どもの体力づくりに関わっています。また、中学校の部活動に外部指導者の参画も得ています。これら地域のスポーツ団体や指導者と積極的に連携し、年代や体力、種目によらず、観戦などを含めた生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につなげます。

※1 栄養教諭 : 児童生徒の栄養の指導及び管理を担当する教職員。学校給食の管理も行う。

※2 学校栄養職員 : 栄養士または管理栄養士の専門性にもとづき、学校給食の管理を本務とする職員。

※3 地場産物 : 市内産に加え、県内産も含めたものを地場産物としている。

※4 アレルギー対応室 : アレルギー対応として、作業区域を区分した部屋で代替食・除去食を調理。

※5 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 : 小学校5年生と中学校2年生に握力や50m走などの体力・運動能力と「運動が好き」など運動についての意識についての調査。

※6 部活動ガイドライン : 部活動の意義、あり方、休養日や活動時間について定めたもの。

(4) 道徳教育の推進

【基本方針】

人間関係の希薄化や核家族化、少子化に加え、自然体験や生活体験の不足など、子どもたちを取り巻く状況は大きく変わってきています。

学校は、児童・生徒の発達段階に応じた教育計画にもとづいた道徳教育を進めるとともに、家庭や地域と十分連携を図りながら、子どもたちの豊かな人間性や倫理観、社会性等、いつの時代でも変わらない人間として大切なものやよりよく生きようとする意欲や態度を育む道徳教育の充実に努めます。

【現状と課題】

- * 幼稚園では、日々の生活や遊びの中で道徳性の芽生えをつちかっています。人としてしてはいけないことがあることに気づくようにすること、何が良くて何が悪いのかを考えるようにすることを大切にしています。また、自然体験や社会体験の機会を充実させ、幼児の心に響く活動を展開しています。
- * 小中学校では、道徳教育の充実に図るため、特別の教科道徳を要として学校の教育活動全体を通して、道徳教育を行っています。

【取組内容】

- ① 学校の教育活動全体を通した道徳教育の推進
 - 特別の教科道徳を要として計画的に学習を進めるとともに、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、それぞれの特質に応じて、子どもたちの発達の段階を考慮し、生命を大切にする心、思いやりの心、人としてやってはいけないことや善悪を判断する心、よりよく生きようとする意欲と態度を育てるために、子どもたちの道徳性が養われる教育活動を推進します。
- ② 幼稚園や小中学校への支援
 - 教職員一人ひとりが道徳教育の重要性について認識を深めるよう、研修会などの充実に努めます。

③ 家庭・地域と連携した道德教育の推進

- 子どもたちが自分の力でやり遂げる喜びや充実感を味わうとともに、自立心や責任感、生命への※¹畏敬の念が育まれるように、動植物を飼育・栽培する活動、地域の行事に参加する活動、高齢者とふれあう活動等、体験活動を積極的に取り入れていきます。
- 道德の授業参観や保護者や地域の人との協力を得て行う行事を推進することで、家庭・地域の共通理解を深めます。
- 大人の言動が子どもたちの規範意識の形成に大きな影響を与えることをふまえ、講演会、懇談会、学校だより等、様々な機会や方策により、子どもたちを取り巻く大人の規範意識についても啓発を図ります。



※¹ 畏敬の念 : (崇高・偉大なものを) かしこまり敬う思い、考え、気持ちのこと。

(5) キャリア教育の推進

【基本方針】

小学校からの発達段階をふまえて、児童生徒一人ひとりが将来への夢と展望を持ち、自立心や主体的に生きる力の育成をねらいとして、地域で働く人々から話を聞く活動や、職場体験を行う等の取組を進めます。

児童生徒一人ひとりがより豊かな職業観・勤労観や主体的に進路を選択する能力を身につけ、将来、自立した社会人として、人生設計し、積極的に社会参画できるよう、※¹ キャリア教育を推進します。

【現状と課題】

- * 市内の全中学校で職場体験学習を実施しています。
令和元年度のアンケート結果では、96%の生徒がこの体験学習を「楽しい」と回答し、さらに95%の生徒がこの体験学習が進路や将来について考える「よい機会となった」と回答しています。
- * 職場体験学習では、地域との連携や地域人材の活用等、地域の教育力を積極的に取り入れています。
- * 教科の成績により進学先を決定する傾向があり、子どもたちの希望と進路先が必ずしも一致していない場合がみられ、進学に対する目的意識を高めていく必要があります。高校に合格することだけが目的ではなく、生徒一人ひとりが※² キャリア・ビジョンを持ち、自分の将来を実現していくための進路選択ができるようなキャリア教育のあり方を考えていくことが求められています。
- * 各学校間におけるキャリア教育の系統性が確立されていない課題があります。今後は、小学校におけるキャリア教育のあり方や、小中学校の連携の一つとして、中学校区を単位としてどのような目的でキャリア教育を推進していくのかを明らかにし、系統性のある視点からキャリア教育のカリキュラムを考えていく必要があります。

【取組内容】

① キャリア教育の充実

- 児童生徒が「生きる力」を身につけ、将来の自分について思い描き、その

夢を実現する力を育成するとともに、自らの課題を発見し、自らその解決の方策を考え、実行する力を育てていきます。

- 子どもたちの発達段階に応じた望ましい職業観・勤労観を育成するために、小中学校間の円滑な接続を大切にしながら系統的、組織的なキャリア教育を推進します。
- 学校と地域との連携をさらに深めるために、地域の人材や教育力を積極的に活用した職場体験学習や体験活動の充実を図ります。
- 進路に対する展望や動機づけを図るために、中学校と高等学校等の連携をさらに進めます。特に志摩高校、水産高校の地元の県立高校とより積極的に連携を進めます。
- 将来に向けた社会人、職業人としての基本的な資質や能力を育成するために、各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じてキャリア教育を意識した取組を進めます。
- 学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を進めます。そして、「主体的に学びに向かう力」を育成するために、※³ SHIMAキャリア・パスポートを活用します。



-
- ※1 キャリア教育：文部科学省は「児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育」（平成16年）、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」（平成11年中央教育審議会答申）と定義している。個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。
- ※2 キャリア・ビジョン：多様な人生モデル・職業モデルとの出会い体験活動を通じて自分なりの生活や将来を思い描く力。
- ※3 SHIMAキャリア・パスポート：児童生徒が、自ら学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、学習過程や成果などの記録を計画的にファイル等に蓄積したもの。

(6) 消費者教育の推進

【基本方針】

消費者としての権利と役割を理解し、行動を通じて、自らの消費生活の安全・安心の確保と向上をめざすとともに、経済社会のあり方を考え、持続可能な社会の発展に参加できる自立した消費者を育成する教育を推進します。

【現状と課題】

- * 今日の消費生活はクレジットカードや電子マネーの普及などキャッシュレス化によって大きく変化しており、生活の主体者として計画的な金銭管理の必要性や慎重な意思決定が求められます。
- * 消費者被害の低年齢化にともない、被害の回避や適切な対応がいつそう重視されることから、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、主体的に判断し行動できる力が必要です。
- * 持続可能な社会の構築に向けて、※¹消費者市民社会の担い手として、環境に配慮した消費行動のできる消費者の育成が必要です。

【取組内容】

- ① 社会科・家庭科等の教科や総合的な学習の時間等での消費者教育
 - 小中学校の社会科・家庭科を中心に教科において、消費者教育に積極的に取り組んでいきます。また、環境教育、食育、国際理解教育等など消費生活に関連する学習と連携が図られるよう、市としても各分野のアドバイザーを派遣するなど支援をしていきます。
 - 総合的な学習の時間等で、地域の課題を見つけ、その解決の手だてを考えるなど地域に根ざした課題解決学習を行っていきます。
 - 子どもたちが自分たちの生活を見直し、自然環境に配慮し、改善していく自治活動を推進します。

※¹ 消費者市民社会 : 消費者一人ひとりが、自分だけでなくまわりの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会。

(7) 教職員の資質向上

【基本方針】

教職員には、「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能にもとづく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」という資質を求めている。学習者起点の教育のさらなる充実を図るため、「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」という観点も人材育成のポイントとして重視します。

教職員の資質は、大事な教育環境であることから、教職員一人ひとりが、資質能力を向上させ、質の高い教育を実現することができるよう、授業力向上の視点に立った授業研究や教職員研修等の取組は不可欠です。加えて、教職員一人ひとりは、「信頼される教職員」となるべく、※1 コンプライアンス意識を高め、自己の使命感と教育公務員としての立場を改めて自覚し、学校教育に寄せる市民の期待に応えられるよう、教職員の資質能力の向上に努めていきます。

【現状と課題】

- * 近年、「グローバル化や情報化、少子高齢化など社会構造の急激な変化」、「支援の必要な家庭の増加による学校や教職員に対する期待の高まり」「指導力不足教員の存在にともなう教員に対する信頼の揺らぎ」「コンプライアンスの欠如による服務規律違反」など、教職員をめぐる状況は大きく変化しているとともに、小学校での英語教育、※2 プログラミング教育、ICTの活用といった新たな授業力など、教職員の資質能力が改めて問い直されています。
- * 各学校における教員の授業力向上をめざした授業研究や今日的教育課題に対応する研修等を県教育委員会とも連携しながら実施し、教職員の資質向上に努めています。

【取組内容】

- ① 小中学校における研修の充実
 - 教育への信頼を大きく揺るがす不祥事の根絶に向け、コンプライアンス意識の向上の研修に取り組みます。
 - 学校の課題に即した研究テーマを設定し、確かな学力の向上をめざすた

めに、校内研修を充実させます。

- 組織的・計画的な教育実践を進めるために、校内体制を整え、教職員の協働意識を高めながら、研修を充実させます。
- 指導方法の着実な改善・充実を図るために、授業研究を中心とした校内研修を実施します。また、その際には、指導主事等の外部指導者を招いて計画的に研修を進めます。
- 校外の授業研究会や研修会等への積極的な参加を促し、自主的・主体的な研修を進めます。
- 市総合教育センターでは、教職員のニーズや実態に応じた研修講座を構築していきます。また、小学校での英語教育、プログラミング教育、ICTの活用などについて、指導主事や情報教育支援員を学校に派遣して実践的に研修を行っていきます。

② 県教育委員会等と連携した研修の実施

- 研究と修養に努め、専門性の向上を図るために、県教育委員会等と連携した研修に積極的な参加を促進します。
- 教職員の資質及び専門性の向上、さらには情報教育や特別支援教育、防災・減災教育、児童生徒の学力の向上などの今日的課題への具体的な対応のために、関係部局、県総合教育センター、大学、研究機関と連携し、研修会の実施を進めます。



※1 コンプライアンス : 法律や倫理といった社会的な決まりからはずれることなく適切に事業を行うこと。

※2 プログラミング教育 : 「情報教育の推進」56ページの脚注※6を参照。

(8) 子どもを育む家庭教育の支援の推進

【基本方針】

「子どもを育む家庭教育の支援」とは、保護者が 安心感と自信をもって家庭教育を行い、子どもとともに成長するための学びを支援することです。

子どもの基本的な生活習慣の形成、心身の調和のとれた発達等を担う家庭が、その役割を十分に果たせるよう、関係部署や関係機関と連携を重ねながら、家庭教育の充実を図っていきます。そして、「だれ一人置き去りにしない」すべての子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりを推進します。

【現状と課題】

- * 家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。しかし、地域とのつながりの希薄化や、世帯規模の縮小などにより親が身近な人から子育てを学んだり、助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境は大きく変化しています。学校、地域、家庭が相互に連携しつつ、子どもの育ちの環境づくりをさらに進めていく必要があります。

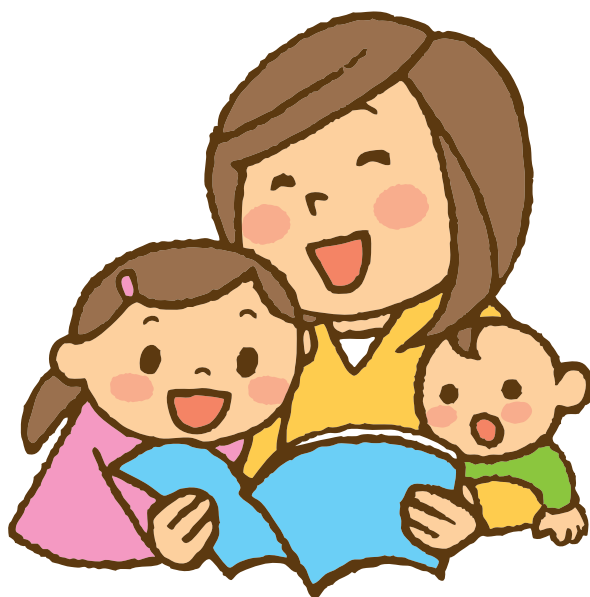
【取組内容】

- ① 教育相談の充実
 - 市総合教育センターに教育相談窓口を設置し、子ども・保護者の悩みや困難に対し、教育相談やカウンセリング等において家庭教育に関する情報提供や助言を含めた教育的支援を行います。
 - 小中学校では教職員による教育相談を中心としながら、スクールカウンセラーや※1 スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識や経験を有する者を含めたチームとしての教育相談体制の充実をよりいっそう図っていきます。
- ② 関係機関との連携強化
 - 保護者・学校・地域・関係機関からの相談や情報の対応については、必要に応じて教育・福祉・保健等の関係機関にて支援の内容や方針を共有、分担するなど協働して、適切にニーズに応じた支援活動ができるよう努めます。
 - 「第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画」(志摩市健康福祉部)のもと、

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めます。

③ P T A 活動の充実

- 保護者が各家庭での教育を見直したり、見通しを持ったりできるよう、教育講演会を開催する等、家庭教育の向上のための活動を進めます。



※1 スクールソーシャルワーカー：教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を持ちこれまでに活動経験のある者がつく専門職。

(9) 学校と地域、家庭の連携の推進

【基本方針】

近年、核家族化、少子化、地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化している状況にあります。子どもの教育は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要です。このような観点から、子どもたちが意欲を持って活動できる魅力ある学校づくりが必要です。そのために、教育活動や学校運営に関する情報を保護者や地域住民に提供するとともに、そのニーズを学校運営に位置づけ、保護者、地域とともに信頼される学校づくりに努めます。

【現状と課題】

- * 保護者や地域住民などの意見を学校運営に反映させるとともに、学校の説明責任を果たすため、すべての小中学校で※1学校評議員制度または※2学校運営協議会を導入しています。学校が保護者や地域から信頼され、地域に開かれたものとなり、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすよう教育活動の現状について率直に語り、保護者や地域の人々の意見を十分に聞くように努めています。また、学校がその教育活動を展開するにあたり、地域の人々の協力を求めています。
- * 学校教育法にもとづき、幼稚園・小中学校において保護者等、学校関係者による評価の実施、公表、※3自己評価結果、※4学校関係者評価結果の設置者への報告が行われています。

【取組内容】

- ① 児童生徒の興味関心や地域の特色をふまえた魅力ある学校づくり
 - 児童生徒の興味関心や地域の特性などをふまえ、各学校の特性を生かした取組を実施するために、※5外部アンケートの実施や自己評価結果の公表及び学校評議員との話し合い等を受けて、今後も魅力ある学校づくりに取り組みます。
 - 地域とともにある学校づくりをさらに推進していくために、※6コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を行います。

② 学校と家庭が連携した指導の充実

- 児童生徒に基本的な生活習慣等を身につけさせるために、各学校におけるPTA活動を充実し、学校と家庭とが連携して課題の解決を図ります。また、家庭教育に関する学習活動、地域の教育環境の改善の取組等を含めPTA活動の充実を図れるよう支援を進めます。さらに、学校からのたよりの発行等により、学校からの情報提供の充実に努めます。
- 各地区に※⁷ 地域未来塾を導入する取組を進めます。

③ 教育活動における地域社会との交流の推進

- 学校の教育活動についての理解を深めるために、土曜日に行う授業や授業公開の設定、各種行事への参加を積極的に呼びかけます。
- 特色ある地域の人材を講師やボランティアとして活用すること等を通して地域からの支援を促進し、特色ある活動や学習において学校と地域との連携を進めます。



-
- ※1 学校評議員 : 学校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる学校長の推薦により委嘱された者。
 - ※2 学校運営協議会 : 学校長の説明する学校運営方針を承認し意見を述べることができる学校長の推薦により委嘱された者で構成された組織。
 - ※3 自己評価 : 学校が設定した具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価するもの。
 - ※4 学校関係者評価 : 保護者、学校評議員、地域住民等により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通して自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。
 - ※5 外部アンケート : 自己評価を行ううえで、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる学校の教育活動の評価。
 - ※6 コミュニティ・スクール : 学校運営協議会を設置している学校のこと。
 - ※7 地域未来塾 : 経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする児童・生徒への学習支援を、大学生や教員OB、地域住民の協力により無償で行う事業。

第4章

未来を創る人材を
育む教育

(1) 情報教育の推進

【基本方針】

情報環境整備を行い、学校教育のあらゆる機会を通して、情報機器を活用した効率的で有効な情報教育の実現をめざしていきます。

また、高度情報化社会の中でパソコンやスマートフォン、ゲーム機が子どもたちの社会の中に氾濫しており、それにともなった問題も起こっています。情報モラルについての学習も重要なものであると位置づけ、取り組んでいきます。

【現状と課題】

- * 授業で一人に一台ずつパソコンが利用できるよう、パソコン教室の環境整備（平成18年度）を行いました。また、光ケーブルによる高速回線により、パソコン教室を※1イントラネットで結びました。
- * 近年、子どもたちには※2情報活用能力の育成をはじめ、※3情報マナーやモラルを高める教育が求められています。情報機器を有効活用するとともに、子どもたちの情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進のために、教職員対象の情報教育研修を開催しています。
- * 学校間交流システムを有効活用するため、教職員用ネットワークシステムを整備しました。また、各学校の普通教室でパソコンを利用した授業を行うための※4校内LANの整備を行い、一人一台のタブレット端末を整備しました。（平成30年度～令和2年度）
- * 警察や県教育委員会と連携し、児童生徒や保護者を対象にした情報モラル教育も行っています。
- * 今後は、タブレット端末等ICT機器を効果的に活用した学習のあり方について、取組を進めていく必要があります。

【取組内容】

① 情報環境の整備

- 志摩市立小中学校※5情報セキュリティポリシーを見直し、学校に必要な情報教育の環境整備に努めていきます。

② 教職員の指導力の向上

- 教職員の指導力の向上、情報モラル教育の推進のため、各学校の情報教育の指導計画にもとづいた支援と指導を実施します。また、情報機器が有効活用される環境整備を推進し、教職員の情報機器の活用能力を育成するとともに、情報の活用や情報マナー及びモラルについて、子どもたちに適切な指導ができる教職員を育成するための教職員研修を充実させます。

③ 情報モラル教育の充実

- 警察や県教育委員会と連携し、引き続き子どもや保護者に向けての情報モラル教育の実施に取り組みます。
- 特別の教科道徳をはじめとした各教科等の学びのなかで、SNSの使い方など情報機器の適切な取り扱いについて、発達段階に応じた指導が行われるように働きかけます。

④ ※⁶プログラミング教育の充実

- 子どもたちの※⁷プログラミング的思考を育むとともに、コンピュータを理解し、上手に活用していく力を身につけさせるために、プログラミング教育の充実に取り組みます。

⑤ 情報教育支援員の配置

- 各学校の情報教育が円滑に進められるよう、情報教育支援員を配置します。

-
- ※1 イン트라ネット : 組織内のネットワークのこと。ネットワークどうしを結ぶために開発されたインターネットの技術を使って、企業や部局の内部のネットワークを構築したもの。
 - ※2 情報活用能力 : 「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3つの観点をバランスよくもつ力。情報や情報技術を幅広い分野の課題解決のために生かす力。
 - ※3 情報マナー : 情報社会での適正な態度、ふるまい。
 - ※4 校内LAN : 学校内にあるコンピュータやプリンターなどをネットワークケーブルなどによって接続したネットワークのこと。
 - ※5 情報セキュリティポリシー : 組織全体の情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順等を含む。
 - ※6 プログラミング教育 : コンピュータを動かす際に必要となるプログラミング的思考や状況に応じてコンピュータを適切に使える情報活用能力などをにつかうことをねらいとした学習内容のこと。
 - ※7 プログラミング的思考 : 課題の解決に向けて論理的に考える力。



(2) ※₁ グローカル教育の推進

【基本方針】

グローバル社会の中で子どもたちが地球的視野に立って志をもち、異文化理解を深めるとともにコミュニケーション能力、郷土愛等を高め、世界でも地域でも活躍できる力を身につけることができるグローバル教育の推進に取り組めます。そのために、各学校等における国際化教育推進のための支援を行い、A L T（外国語指導助手）や※₂ C I R（国際交流員）、地域の人材を活用するとともに、市の関係機関と連携しながら、深い国際理解、豊かな多文化共生社会を創造する子どもたちの育成に取り組めます。

【現状と課題】

- * 経済、社会、文化等のさまざまな面でグローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の重要性がいっそう高まっています。そのような中、外国人住民や訪日外国人と接する機会が増加したり、将来、海外へ赴任する機会が拡大したりし、外国語コミュニケーションを行う機会が格段に増えることが予想されます。
- * 各学校に年間を通して定期的にA L Tを派遣し、外国語活動及び外国語科の授業を中心に据えつつ学校生活全体にわたって、英語を用いたコミュニケーション能力の育成と異文化理解を図っています。
- * 県教育委員会と連携し、市教育委員会主催の外国語科授業づくり研修会を実施しています。
- * 外国にルーツのある子どもたちに対して、日本語指導を行ったり学校生活の悩みや不安をケアしたりするために、学校からの要請を受け、外国人児童生徒通訳サポート員等を派遣しています。
- * 志摩市中学生海外派遣事業による市内の中学生海外派遣や市内の高校生の海外留学を支援しています。
- * 志摩市国際交流協会を中心に世界各国の文化を交流する機会を設定しています。
- * 社会教育において、公民館講座を中心に英会話教室等を開催し、外国人講師とのコミュニケーションを通して、幅広い年齢層の人々に外国語や外国文化が身近なものと感じられる機会を提供しています。
- * 国際化が進む一方で、地域を活性化する取組が進められています。子ども

たちに、郷土のよさを語ることができる力とともに、地域への愛着や関心を持ち、地域を活性化しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

【取組内容】

① 英語教育の充実

- 子どもたちが生きた英語に親しむ機会を増やすために、ALTのより効果的な派遣に努めます。また、積極的な地域人材の活用も検討していきます。
- 学習指導要領の趣旨をふまえ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り・発表）」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション能力を育成する授業づくりのために、さらに授業改善を図ります。
- 子どもたちが英語に親しみ、発達段階に応じた英語力が身につけられるよう、教員の英語運用能力、実践的指導力の向上を図る研修を実施し、県教育委員会等とともに連携して支援します。
- 小中、中高の接続期の指導について、県教育委員会と連携し充実を図ります。

② 外国人児童生徒・保護者への支援

- 外国にルーツのある子どもへの適切な指導のために、必要に応じて外国人児童生徒通訳等サポート員を派遣します。
- 保護者への支援を図るために、CIRをはじめ志摩市国際交流協会等、各関係機関との連携を進めます。

③ 国際交流事業への支援

- 児童生徒が英語を用いて外国の子どもたちとオンライン交流する機会を設定することにより、子どもたちが世界とつながることのできる環境を提供したり、支援したりします。
- 志摩市中中学生海外派遣事業による中学生の海外派遣や市内高校生の海外留学を通して、国際理解を深めるとともに、その成果を発表することを通して、国際交流の担い手を育成します。
- 志摩市国際交流協会を中心に世界各国の文化を交流する機会を設定したり、公民館講座を中心に英会話教室等を開催したりすることにより、市民が外国語や外国文化にふれ合う場面を提供します。

④ 多文化共生社会の実現

- 多文化共生社会の実現のために、各関係機関と連携した国際化教育につ

いて呼びかけ、市内在住の外国人と地域住民が交流する機会を提供できるよう努めます。文化や生活習慣についても理解し合えるコミュニティの場をより多くつくり出していくことを検討します。

⑤ 郷土教育の推進

- 子どもたちが郷土志摩への理解を深め、誇りを持って語ることができるよう、地域の自然や歴史、文化、伝統行事等に関する学習を「志摩学」と位置づけ、地域のために考え行動しようとする意欲を身につけられるよう、地域課題等に主体的に取り組む活動を推進します。



-
- ※1 グローカル : global (地球規模の) と local (地域的な) という言葉をかけ合わせた造語。
Think globally, act locally. (地球規模で考え、地域で行動する) に由来する。「グローバルに物事を考える視点を持ち、その視点を生かして地域社会に貢献する」ことを意味する。
- ※2 CIR : 国際交流員のこと。市民との国際交流教室に加え、翻訳・通訳業務などさまざまな活動をおこなっている。

(3) 主権者教育の推進

【基本方針】

政治の仕組みについて知識を持つことに加えて、社会の中で自立し、まわりと協働しながら地域の課題を解決しようとする態度を身につけた主権者を育成する教育を推進します。

【現状と課題】

- * 日本では、国政選挙、地方選挙ともに投票率が下がりに続いています。とりわけ若年層の投票率が低くなっています。平成27年に選挙権を有する年齢が満18歳以上に引き下げられました。これをきっかけにして、多くの高等学校では主権者教育の取組が進められています。こうした流れの中、小中学校でも投票などの政治参加が社会や自分自身と大きく関係すると実感できるような主権者教育が必要になってきています。

【取組内容】

- ① 社会科や総合的な学習の時間等での主権者教育
 - 小中学校の社会科でも主権者教育に積極的に取り組んでいきます。
また、市としても法律の専門家を派遣するなど学校の取組を支援します。
 - 総合的な学習の時間等で、地域の課題を見つけ、その解決の手だてを考えるなど、地域に根ざした課題解決学習を行っていきます。
- ② 自主・自治活動の充実
 - 児童会・生徒会活動や学活など子どもたちが、自分たち自身の生活を見直し、話し合い活動等を通じて、よりよい学校生活に改善していく自治活動を充実していきます。
 - 選挙管理委員会から実物の投票箱を借りて実際に用いて投票するなど、自治活動の中から実際の政治について興味を持てるように工夫します。

(4) 教育環境の改善の推進

【基本方針】

未来を創る人材を育てていくためには、学校、家庭、地域、関係機関といったさまざまな主体がその役割を果たし、協働していくことが重要です。教育委員会はこうした「社会総がかりの教育」の実現のため、よりいっそう連携を進め、その調整を図ります。また、次のような教育環境の整備を行います。

子どもたちの学習・生活の場として、安全で安心な環境であり続けるために、学校施設・設備のいっそうの充実を図ります。

また、安全・安心な学校づくりに向けて、登下校時の安全管理や事故、災害、不審者事案の発生等の緊急時における危機管理体制を確立し、家庭・地域・関係機関との連携・協働をよりいっそう図ります。

就学困難者に対する援助や奨学金の貸与等による支援を行うことにより、「学びの場」が失われないよう支援していきます。

【現状と課題】

- * 情報化、少子高齢化など現代社会は急激な変化に直面しています。教育に関わる問題も多岐にわたり、複雑化しており、学校だけで課題を解決することは難しくなっています。教育に関わるさまざまな主体が協働する「社会総がかりの教育」が求められています。
- * 経年劣化による建物本体の劣化等が見受けられる学校があるため、計画的に補修等を行う必要があります。
- * 児童生徒の登下校時に事故、災害、不審者事案の発生等が起きないように、対策を講ずる必要があります。
- * 家庭の経済格差が子どもの学力格差・教育格差を生むことのないように、子どもたちの就学を支援するため、今後も就学援助事業・奨学金事業等を推進する必要があります。

【取組内容】

① さまざまな教育主体との連携

- 教育委員会は他の項で示した施策を通じて、次の教育主体との連携・協働を進めます。

- ・学校…常に学校教育の質の向上を続け、社会に開かれ、地域の価値を高める存在としての学校
- ・家庭…教育サービスを受けたり、要求したりするばかりでなく、子どもの教育に責任を持ち、教育の主体としての家庭
- ・地域…地域の未来を創る子どもたちを育成し、住民に地域文化の創造と提供をする地域
- ・関係諸機関…「社会総がかりの教育」の視点を持ち、主体的かつ協働的に取組を進める関係諸機関

② 学校施設の整備

- 子どもたちが安全・安心な学校生活を送るように、経年劣化による建物本体の劣化消耗や設備の機能不全を生じさせることのないよう、更新時期（期間）に沿った計画的な保全改修を行い、学校施設の長寿命化を図ります。

③ 学校安全体制の整備

- 児童生徒の登下校の安全確保を図るため、登下校の時間帯を中心に見守り活動を行うボランティア等を募集し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を図ります。

④ 就学援助、奨学金の貸与

- 経済的な理由によって子どもの学力格差・教育格差を生むことのないよう、就学援助費の支給を継続して行っています。
- 高校生・大学生の修学支援のため、奨学金を貸与する奨学金事業を継続して実施して行っています。



用語解説索引 ページ番号は、脚注に用語解説のある初出のページを示しています。

あ行

青色防犯パトロール	21
新しい生活様式	21
アレルギー対応室	41
畏敬の念	45
いじめ	8
インクルーシブ教育システム	14
イントラネット	55
栄養教諭	41
遠隔講座システム	27

か行

外部アンケート	53
学校運営協議会	53
学校栄養職員	42
学校関係者評価	53
学校危機管理マニュアル	20
学校評議員	53
キャリア・ビジョン	46
キャリア教育	46
教育的不利な環境の もとにある子ども	6
グローバル	57
校内委員会	13
校内LAN	55
合理的配慮	13
個別の教育支援計画	13
個別の指導計画	13
コミュニティ・スクール	53
コンプライアンス	49

さ行

CIR	57
CLM と個別の指導計画	13
自己評価	53
市総合教育センター	10
指定管理者制度	29
指導主事	6
地場産物	41
SHIMA キャリア・ パスポート	47
生涯学習	25

さ行

生涯スポーツ	28
消費者市民社会	48
情報活用能力	55
情報セキュリティポリシー	55
情報マナー	55
スクールガード	21
スクールカウンセラー	9
スクールソーシャルワーカー	51
青少年補導センター	35
全国学力・学習状況調査	39
全国体力・運動能力、 運動習慣等調査	43
総合型地域スポーツクラブ	28
ソーシャルスキル	9

た行

ダイバーシティ社会	5
確かな学力	39
地域未来塾	54
適応指導教室	16
同和教育の取組の成果や手法	5
読書手帳	26
特別な支援を必要とする子ども	13
図書館（室）	26

は行

パーソナルファイル	14
一人ひとりが大切にされる ための生活アンケート	9
部活動ガイドライン	43
ブックスタート	26
プログラミング教育	56
プログラミング的思考	56
防災ノート	18

ま行

みえスタディチェック	39
問題解決的な学習	24

ら行

レガシー	30
レファレンス	26

志摩市教育推進計画〔第Ⅱ期〕策定委員会委員名簿

- 委員長 前田 信義（志摩市人権教育研究会）
- 副委員長 小川 壽（志摩市社会教育委員会）
- 委員 中井 正洋（志摩市文化協会）
- 谷水 総志（志摩市スポーツ振興審議会）
- 高橋 廣成（志摩市青少年育成市民会議）
- 濱口 美穂子（鳥羽志摩幼稚園教育研究会）
- 山本 太（志摩市小中学校長会）
- 柴原 貞治（志摩市 PTA 連合会）

志摩市教育推進計画〔第Ⅱ期〕

令和 3 年 3 月発行

編集・発行／志摩市教育委員会

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL 0599-44-0336（学校教育課）

TEL 0599-44-0315（教育総務課）

FAX 0599-44-5263